

憲法

私見だけを書く。

その際に、反論のあるところだけ反論を入れる

第1 規制①

1 主張の骨子

高速路線バスの運行を専業とすることを認めない
営業の自由を侵害

2 営業の自由

22条1項で保障される

3 審査基準

経済的自由権

しかし、多種多様

規制の目的、態様から検討する

目的 公共交通の維持、高齢者及び第三者の生命・身体

両目的混在

厳しい基準

態様 生活バスは赤字 高速路線バスは利益あり

バス事業そのものを断念させるに等しい

法案第4は申請者の能力や資質と関係ない

厳しい基準

4 具体的検討

(1) 目的

移動手段の確保は重要

生命・身体は重要